

2006年5月12日

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月27日開催予定の第66期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号、以下「整備法」という）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものです。

単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、変更案第10条（単元未満株式についての権利）を新設するものです。

株主総会参考書類等のインターネット開示が可能となるため、変更案第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものです。

会社法第310条第5項及び「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）第63条第5号の規定に従い、株主総会における代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法及び代理人の数を明確にするため、現行定款第16条（議決権の代理行使）を変更案第20条（議決権の代理行使）のとおり変更するものです。

取締役会を機動的に運営するため、その決議について、必要が生じた場合に、書面又は電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第28条（取締役会の決議の省略）を新設するものです。

社外監査役として広く人材の登用を可能にし、また、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外監査役との間で責任限定契約を締結できるよう、変更案第36条（社外監査役の責任限定契約）を新設するものです。

会社法施行規則第96条第3項の規定に従い、定款に定めを設けることにより補欠監査役の予選の効力を伸張することが可能となったことに伴い、その効力を監査役の任期と同様の4年とするため、変更案第37条（補欠監査役の予選の効力）を新設するものです。

上記のほか、会社法及び整備法に基づく必要な規定の加除、修正、移設、みなし変更規定の追加、引用条文の変更及び表現の変更、条文の加除に伴う条数の変更など、全般にわたって所要の変更を行うものです。

(2) 監査役の地位の安定化を図るため、補欠により選任された監査役の任期の調整は行わないものとしたため、現行定款第26条第2項の規定を削除するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

[（別紙資料へ）](#)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月27日（火曜日）

定款変更の効力発生日 平成18年6月27日（火曜日）

以上

<本件に関するお問い合わせは、下記にお願い致します。>

住友林業株式会社

コーポレート・コミュニケーション室 佐野

東京都千代田区大手町1-3-2 (経団連会館)

TEL: 03-3214-2270